

仕 様 書

1. 件 名 令和11年度分(2029年度分)エネルギーセンター余剰電力
(非FIT分)の容量価値売却
2. 契約概要 令和11年度にエネルギーセンターで発生した余剰電力のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)相当を除いた容量価値を売却する。当該価値は容量市場において、発動指令電源の構成電源とする。
3. 履行場所 高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター地内
4. 契約期間 令和8年 契約日 から令和12年3月31日まで
5. 売却期間 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで
6. 施設名称 エネルギーセンター
7. 受給地点 エネルギーセンター内、特高受電盤断路器一次側端子
受電地点特定番号(令和8年4月時点)
第二工場非FIT:0610118000012700010900
第三工場非FIT:0610118000012700012900
第三工場FIT :0610118000012700011900
8. 接続電力系統 関西電力送配電株式会社
9. 電気方式 交流3相3線式
10. 受給最大電力 6,500kW
11. 周波数 60Hz
12. 標準電圧 22,000V

1 3. 発電設備方式 汽力発電 (燃料：廃棄物)

第二工場：4, 950 kW (旧RPS認定設備 設備ID：B000069 E 27)

第三工場：4, 300 kW (FIT認定設備 設備ID：RZ98351 E 27)

認定満了年月：2039年1月)

ただし、第三工場バイオマス比率上限は60%とする。

1 4. 系統コード

第二工場 61H60

第三工場 6135N

1 5. その他

(1) 非FIT電力量算定方法

容量市場への供給力の対象となる非FIT電力量は下記算定式による。

$$\text{第三工場電源按分比率} = \frac{\text{第三工場計量値}}{\text{第二工場計量値} + \text{第三工場計量値}}$$

※小数点第四位を四捨五入とする

(第二工場計量値と第三工場計量値については第二工場と第三工場それぞれの発電端の検定付計量器の各月計量値を用いる)

$$\text{FIT電力量} = \text{余剰電力量} \times \text{第三工場電源按分比率} \times \text{バイオマス比率}$$

$$\text{非FIT電力量} = \text{余剰電力量} - \text{FIT電力量}$$

(2) 供給力不足による損害負担

エネルギーセンターの実需給前の設備廃止など高槻市の故意または重過失（故障による1か月以上の発電設備運転不能等）による場合等のやむをえない事由を除き、容量市場への供給力提供に関する一切の損害（実効性テストの期待容量未達及び実需給中の契約容量未達によるペナルティ請求を含む。）は受注者が負担することとし、各リクワイアメント未達成量の有無にかかわらず、減額や契約容量の変更は行わないものとする。

(3) 契約内容の変更

発注者及び受注者は、前項に規定するやむをえない事由により契約容量及び容量単価の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(4) 発電設備の停止

例年10月に12時間程度(日曜日)施設の定期点検を実施し、送受電停止状態となる期間が発生する。

(5) 一般廃棄物処理の操業

前項の規定にかかわらず一般廃棄物の安定処理を優先して操業するため、事前の予告なく操業変更及び操業の停止をすることがある。

(6) 計測装置等の設置

発注者は、受注者が電力量等を計測するために計測装置等を設置する場合は、協力するものとする。ただし、装置設置に要する費用、電気代等については受注者が負担するものとする。

(7) 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定めることとする。

1.6. 添付資料

- ・エネルギーセンター施設概要 【資料1】
- ・令和7年度非FIT電力量実績 【資料2】
(ただし、第三工場バイオマス比率は一律60%に換算したものの。)
- ・令和7年度エネルギーセンター運転実績 【資料3】
- ・令和8年度エネルギーセンター運転計画 【資料4】

以上